

## 「重度障害者に逸失利益認定」の報道に接して

HP「雑学 BN」の「情報等紹介コーナー」で報道記事を紹介していたので目にした方もおられると思うが、今月に入り重度障害児の逸失利益（生きていれば得られたはずの収入）が認められた2件の報道に接した。

一つは、17才の少年がヘルパーと外出時に交通事故で死亡し、地裁が少年の逸失利益を認定した和解案を提示して和解が成立し、「軽・中度の障害者の逸失利益が認められた判決や和解はあるが、重度障害者で逸失利益が事実上認められたのは全国でも初めて」という報道。

もう一つは、児童福祉施設入所中の16才の少年が浴槽でてんかん発作を起こして溺れて死亡し、地裁が少年の逸失利益を認め施設運営法人に支払いを命じ、「重度障害者に逸失利益が認められた判決は全国初」という報道。

人の命や未来はそうそう金額に換算出来るものでないと思うが、それはさておき、現実の世界では共通の価値基準の指標としてお金が使われ、日本でも事故、事件の被害者の当然あったと思われる未来は、逸失利益としての金額で換算・認定される。

今まで重度障害児・者の逸失利益は認められなかっただけに、今回の重度の障害児の逸失利益が裁判所が認めということは、言い換えれば、一般の方にはその人の未来は当然あるということが、障害者にも当然あることを認めたことであり、極めて画期的なこと。

ただ、報道によると、少年はいずれも「重度の自閉症」で「簡単な作業ができ、一定程度の就労可能性があった」とし、事故当時の居住県の最低賃金額に基づき逸失利益を裁判所が認定したようだが、裁判所に代表される社会のイメージする「重度障害」と、実際に重度障害児・者に係わる我々がイメージする「重度障害」の間には隔たりがあるような気がしてならない。

障害者に対する今の社会の未熟さを見聞しているだけに、我々がイメージする重度重複障害のある重度障害者が事故、事件で死亡した時も、今回の和解案や判決のように逸失利益が認定されるのだろうかという危惧を抱いてしまう。

裁判はその時代の社会の意識が反映されるだけに、障害状況がどうであれその重度障害者の生きよう（様）の実態を知り、理解が更に深まり、逸失利益問題でも差別を生じないように、社会一人一人の意識の向上を願わざるにはおれない。